

イギリスにおける法曹養成の仕組みと 法曹専門職団体の影響

田中正弘(弘前大学)

2012年7月29日(日)東京大学

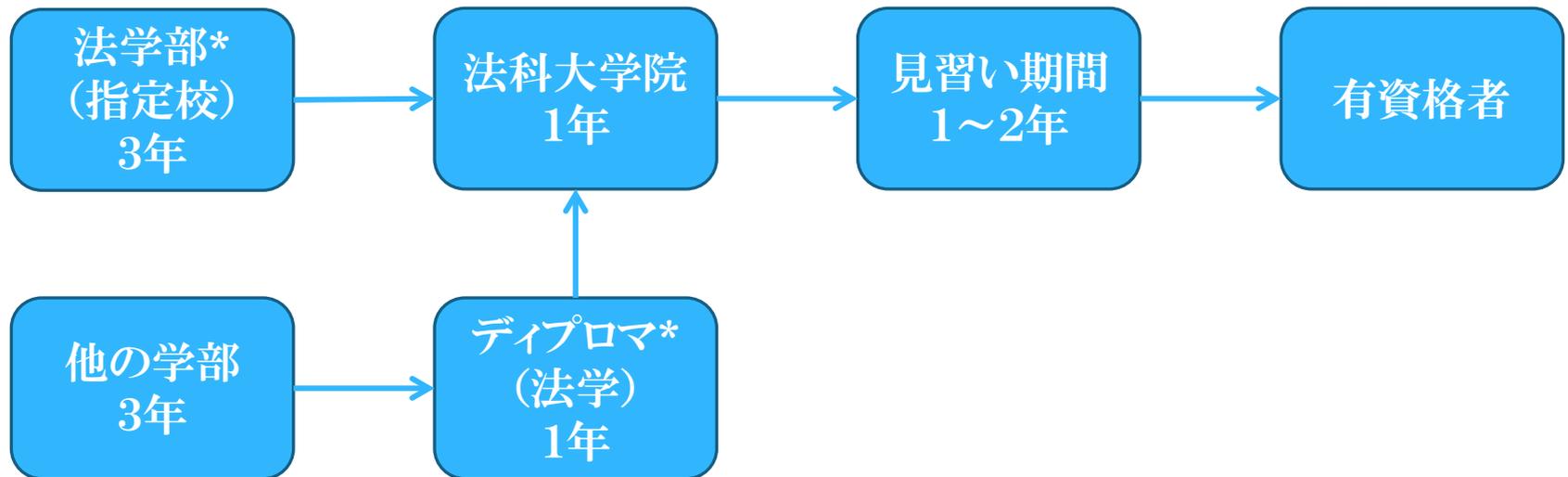
目次

1. イギリスの法曹養成のプロセス
2. 法曹養成機関(法科大学院)の特徴
 - * 小まとめ
3. 法科大学院のアクレディテーション
4. 法学プログラム(学士課程)の質保証
 - * 小まとめ
5. まとめ(日本への示唆)

1. イギリスの法曹養成の プロセス

イギリスの法曹養成のプロセス

(イングランドとウェールズ)



*正確には、適格認定を受けた法学プログラム(学士課程レベル)のことを意味する。

*Common Professional Examination or Graduate Diploma in Law

日本と異なり、司法試験などの国レベルの資格試験は課されない。

養成プロセス内の選抜

- * 法科大学院への進学要件は、一般的に、「第二位上級」(upper second class)以上の成績で大学を卒業することである。加えて、法科大学院の個別面接試験に合格しなければならない。
- * 成績は六段階 (first, upper second, lower second, third, pass and fail) で付けられる。
- * 「見習い期間」(pupilage)に、法律事務所と個人契約を結ぶ。有名な事務所は競争率がとても高い。
- * 法科大学院を修了しても、見習いになれない者も多数いる。
 - * 終了後5年以内に見習いになれないと、その資格を失う。
- * 優秀な学生の中には、大学卒業前に法律事務所と見習いの契約を結び、授業料の給付付きで、法科大学院で学ぶものもいる。

法廷弁護士と事務弁護士

- * イギリスの弁護士は、「法廷弁護士」(barrister)と「事務弁護士」(solicitor)の二種類に分類される。
- * 法廷弁護士は、上位の裁判所での「弁論権」(right of audience)を有するが、「代理人」(attorney)にはなれない。
- * 事務弁護士は、下位の裁判所での弁論権しか有しないが、代理人になれる。
 - * 代理人は、依頼人に代わって意思表示(意見の申し立てや契約書への署名など)をしたり受けたりする権限を持つ。
 - * 法廷弁護士は、裁判官・検事官に選ばれる資格を持つ(法曹一元)。

法科大学院の二つのコース

- * イギリスの法科大学院のコースは、弁護士の種類に合わせて、二種類に分岐している。
- * 「法廷弁護士養成コース」(Bar Professional Training Course: BPTC)は、法廷弁護士の養成コースで、「法廷弁護士水準評議会」(The Bar Standards Board)に適格認定された法科大学院で提供されている。
- * 「法学実践コース」(Legal Practice Course: LPC)は、事務弁護士の養成コースで、「事務弁護士規制機関」(Solicitors Regulation Authority)に適格認定された法科大学院で提供されている。

BPTC

- * BPTCは、2011-12年度現在、11の法科大学院で提供されている。
 - * The City Law School (formerly Inns of Court School of Law)
 - * The College of Law – London & Birmingham
 - * Cardiff Law School (Cardiff University, Wales, old university)
 - * BPP Law School – London & Leeds (private)
 - * Kaplan Law School (private)
 - * Manchester Metropolitan University (formerly Manchester Polytechnic)
 - * Nottingham Law School (Nottingham Trent University, formerly Trent Polytechnic)
 - * The University of Northumbria at Newcastle (formerly Newcastle Polytechnic)
 - * University of the West of England at Bristol (formerly Bristol Polytechnic)

LPC (1)

- * LPCは、2011-12年度現在、32の法科大学院で提供されている。
- * The City Law School (formerly Inns of Court School of Law)
- * The College of Law, Birmingham, Bristol, Chester, Guildford, London, Manchester, York
- * University of Sheffield (England, old university)
- * Aberystwyth University (Wales, old university)
- * Cardiff Law School (Wales, old university)
- * Swansea University (Wales, old university)
- * University of Glamorgan (Wales, old university)
- * BPP Law School - Bristol, Birmingham, Cambridge, Leeds, Liverpool, London, Manchester, Newcastle (private)
- * Kaplan Law School (private)

LPC (2)

* 旧ポリテクのLPC

- * Anglia Ruskin University (formerly Anglia Polytechnic)
- * Birmingham City University (formerly City of Birmingham Polytechnic)
- * Bournemouth University (formerly Bournemouth Polytechnic)
- * De Montfort University (formerly Leicester Polytechnic)
- * Leeds Metropolitan University (formerly Leeds Polytechnic)
- * Liverpool John Moores University (formerly Liverpool Polytechnic)
- * London Metropolitan University (formerly the City of London Polytechnic and the Polytechnic of North London)
- * Manchester Metropolitan University (formerly Manchester Polytechnic)
- * Northumbria University (formerly Newcastle Polytechnic)
- * Nottingham Law School (Nottingham Trent University, formerly Nottingham Polytechnic)
- * Oxford Institute of Legal Practice (Oxford Brookes University, formerly Oxford Polytechnic)
- * Staffordshire University (formerly North Staffordshire Polytechnic)
- * University of Central Lancashire (formerly Lancashire Polytechnic)
- * University of Derby (formerly the Derbyshire College of Higher Education)
- * University of Hertfordshire (formerly Hatfield Polytechnic)
- * University of Huddersfield (formerly Huddersfield Polytechnic)
- * University of Lincoln (formerly Humberside Polytechnic)
- * University of Plymouth (formerly Plymouth Polytechnic)
- * University of the West of England, Bristol (Bristol Polytechnic)
- * University of West London (formerly Thames Valley University, Polytechnic of West London)
- * University of Westminster (formerly Polytechnic of Central London)
- * University of Wolverhampton (formerly Wolverhampton Polytechnic)
- * University of the West of England - Coventry, Derby, London, Manchester, Southampton, Sunderland (formerly Bristol Polytechnic)

2. イギリスの法科大学院の 特徴

イギリスの法科大学院の特徴(1)

- * イングランドの伝統的大学, 特に学士課程の法学教育で最も威信の高い四大学(ケンブリッジ, オックスフォード, LSE, ノッティンガム)に設置されていない。
- * その一方で, ウェールズでは, 伝統的大学に設置されている。
- * 営利企業が運営する大学にも設置されていて, 定員が相対的に大きい。
- * 機関数では旧ポリテク(新しい大学)が最も多い。ただし, 個々の機関の定員は少ない。
- * 学費は(昔から)総じて高い。
 - * BPTCで年間£ 17,000~12,000, LPCで年間£ 13,000~8,000になる。

イギリスの法科大学院の特徴(2)

- * 法科大学院の教員は、**実務家教員**(現役の法曹)がほとんどで、研究志向の教員は基本的に皆無である。
 - * この点は、日本の法科大学院との大きな違い。
- * 法科大学院の教育内容(カリキュラム)は、アクレディテーション機関や法律事務所の意向に強く縛られたものになっている。
 - * 日本の法科大学院は、司法試験による教育内容の縛りが強いといえる。

The City Law School (formerly Inns of Court School of Law)

- * 「シティー法科大学院」(The City Law School)は、「シティー大学」(City University London)の専門職大学院で、2001年に「法曹院」(Inns of Court School of Law)を吸収する形で設立された。ただし、法曹院の名称は、2007年まで使われていた。
- * 法曹院は、1997年まで、**BPTC**(当時の名称は、**Bar Vocational Course: BVC**)を提供する、**イングランドとウェールズにおける唯一の機関**であった。キャンパスは四つあり、最高裁判所を取り囲むように配置されている。
- * 1999年には、LPCも提供するようになった。
 - * 法曹院の設立は、法廷弁護士の資格試験が導入された、1852年である。ただし、14世紀には既に、若い法廷弁護士の教育組織として存在していた。
 - * 修了生には、イギリス首相であったマーガレット・サッチャー、トニー・ブレア、インドの政治家であったマハトマ・ガンジー、ジャワハラル・ネルーなど、著名人が数多くいる。

The College of Law (1)

- * 「法曹カレッジ」(The College of Law)は、「法曹協会」(The Law Society)によって既存の法律学校を統合する形で、1962年に設立された。
- * 法曹カレッジは、事務弁護士養成のために、36週の最終試験コース(後のLPC)を1975年に開設した。それから、法学未習者のためのディプロマコースを提供するとともに、その試験機関にもなった。
- * 1993年に、最終試験コースをLPCに改めて、より実践的な教育への転換を図った。
- * 1999年には、BVC(後のBPTC)の提供も開始した。

The College of Law (2)

- * 法曹カレッジは、2003年に法学実践コースを多様化させ、**法律事務所(特に三大事務所*)ごとの要望に合わせたカリキュラム**を採用した。
 - * Allen & Overy, Clifford Chance and Linklaters
- * 法曹カレッジは、2006年に「枢密院」(The Privy Council)によって**学位授与権が認可**され、法学の学士・修士号につながる教育プログラムを有する、**私立大学**となった。
- * 2011-12年度現在で、7つのキャンパスがある。
 - * Birmingham, Bristol, Chester, Guildford, London, Manchester, York
- * 法曹カレッジは、イギリス最大の法曹養成機関である。
 - * 事務弁護士のおよそ半数は、法曹カレッジの修了生である。

BPP Law School (1)

- * BPP Holdingsは、1976年に、3名の出資者によって設立された、教育産業の営利企業である。
 - * 1987年に、ロンドン証券取引所に上場している。
- * 1993年に、BPP Law Schoolを設立した。
- * 2007年に、枢密院によって、学位授与権が与えられた（**営利企業による私立大学が誕生した**）。
 - * 2008年に、BPP Business Schoolを設立した。
 - * 2009年に、BPP Holdingsは、Apollo Global（アメリカの営利企業）に吸収合併される（会社名は存続）。
 - * 2010年に、BPP University Collegeへと改称した。
 - * 2012年に、BPP School of Health, the School of Foundation and English Language Studiesをそれぞれ設立した。

BPP Law School (2)

- * BPP Law Schoolは、8つのキャンパスを有している。
 - * Bristol, Birmingham, Cambridge, Leeds, Liverpool, London, Manchester, Newcastle
- * 学士号, 修士号, ディプロマなどのレベルで, 法律に関わる多種多様な学位を提供している。
- * BPTCとLPCを提供している。
- * 2011-12年度の場合, 事務弁護士(新人)の三人に一人程度はBPP Law Schoolの修了生で, イギリスで二番目に大きな法曹養成機関となった。

Cardiff Law School (Cardiff University, Wales)

- * 1883年に設立されたウェールズのカーディフ大学は、卓越した研究大学集団であるラッセル・グループに所属している。
- * カーディフ法科大学院は、ラッセルグループで唯一、BPTCを提供している機関である。
 - * このコースの開設は、1997年である。
- * LPCやディプロマコースも提供している。
- * 法学部(指定校)や法学研究科(修士・博士)も設置されている。

Nottingham Law School (Nottingham Trent University, formerly Trent Polytechnic)

- * ノッティンガム・トレント大学は、1992年に「総合高等科学技術専門学校」(Polytechnic)から大学に昇格した機関(新しい大学)である。
- * ただし、ノッティンガム・トレント大学は、法科大学院のBP TC・LPC, ディプロマコースに加えて、法学部(指定校), 法学研究科(修士・博士)も備えている。
- * 旧ポリテクの法科大学院では、最大の学生定員を有する。とはいえ、その数は、新人弁護士の3%にも満たない。
 - * 旧ポリテクの法科大学院は学生定員が少なく、かつ、その多くは、定員を充足できていない(ようである)。

日本と状況が似ている。

小まとめ(1) 今後の研究課題

- * 20世紀までのイングランドとウェールズでは、伝統的な大学の法学部を卒業後に、法曹院または法曹カレッジを経て、弁護士になった。
 - * 法曹院と法曹カレッジは、法曹専門職団体が「間接的に」運営・管理する**私立の教育機関**で、**学費が高かった**。ただし、優秀な学生は、法律事務所の見習いとしての雇用契約を結び、学費を肩代わりしてもらっていた。
 - * 法曹専門職団体、法律事務所の影響が強い要因ともいえる。
- * 1997年のウェールズ議会(およびスコットランド議会)の設置に伴い、ウェールズ独自の法曹養成機関の設置の気運が高まった(と推測できる)。
 - * その結果、同じ年に、ウェールズの伝統的な大学に、法廷・事務弁護士の養成コースが設置された。

小まとめ(2) 今後の研究課題

- * 1992年に大学へと昇格したポリテクニクの中には、法学部が設置されている機関が多々あった。しかし、これらの機関の卒業生には、法曹院や法曹カレッジへの進学は狭すぎる門であった(と思う)。
- * このため、法曹院や法曹カレッジが弁護士の養成を独占していることに批判が集まった(のかもしれない)。
- * この批判を受けて、1990年代に、弁護士養成コースの設置が他の機関にも認められるようになった。
 - * 旧ポリテクや営利企業による法科大学院の開校が進んだ。

ちよつと休憩 岩井温泉(鳥取)



3. 法科大学院の アクリディテーション

法科大学院のアクレディテーション

- * 法科大学院のアクレディテーションは、**プログラムの単位**で実施され、**法廷・事務弁護士の養成コース**に合わせて、二種類ある。
 - * 「法廷弁護士水準評議会」(The Bar Standards Board)が、「法廷弁護士養成コース」(Bar Professional Training Course: BPTC)を適格認定する。
 - * 「事務弁護士規制機関」(Solicitors Regulation Authority)が「法学実践コース」(Legal Practice Course: LPC)を適格認定する。

法廷弁護士水準評議会(1)

- * 法廷弁護士水準評議会の主な役割は、
 1. 法廷弁護士になるための**教育・訓練の要件**を定める。
 2. 法廷弁護士の技能を生涯通じて保つために、**継続訓練の要件**を定める。
 3. 法廷弁護士の品行の**基準**を定める。
 4. 法廷弁護士の業務の質を保証するために、彼らの**業務を監査**する。
 5. 法廷弁護士への苦情を処理し、規律を保つための適切な行動(**懲戒処分**など)をとる。

法廷弁護士水準評議会(2)

- * 評議会の理事会は、15名の理事で構成される。なお、理事は法廷弁護士以外に、「部外者」(lay people)も含まれる。
- * 2012年1月以降は、理事の過半数は部外者から選ばれることになった(素人支配の徹底)。
 - * 理事長は部外者から選ばれる。
- * 法廷弁護士の専門職団体である「法廷弁護士協会」(The Bar Council)とは、理論上、別組織となっている。
- * 下部組織の常設委員会は、8つある。
- * 事務職員は、60名以上いる。

BPTCの適格認定

* 法廷弁護士養成コースの適格認定を希望する法科大学院は、教育管理・学習支援体制、教員業績、教育内容、成績評価方法などの審査に加えて、法廷弁護士水準評議会が定める下記の「モジュール」(subject)を全て開講する必要がある。

* 技能のモジュール

① Case Work Skills, ② Legal Research, ③ General written skills, ④ Opinion-writing (giving written advice), ⑤ Interpersonal Skills, ⑥ Conference Skills (interviewing clients), ⑦ Resolution of Disputes Out of Court, ⑧ Advocacy (court or tribunal appearances)

* 知識のモジュール

① Civil Litigation & remedies, ② Criminal Litigation & sentencing, ③ Evidence, ④ Professional Ethics, ⑤ Two optional subjects, selected from a choice of at least six

*モジュールとは、類似の「科目」(module)を集めた科目群のことを表す。

BPTCの継続審査

- * 法廷弁護士水準評議会の審査団は、BPTCを提供している法科大学院を毎年全て訪問し、教育の質の評価を直に行う。
 - * 教育管理体制、教員の業績、教育内容、成績評価方法、学習支援体制などが評価の対象となる。
 - * 評価報告書は毎年公表される。
- * 定員超過などの問題が生じた場合は、特別評価が実施される。
 - * 2009-10年度に、BPPとノーサンブリア大学が定員超過で特別評価を受けている。

事務弁護士規制機関(1)

- * 事務弁護士規制機関の主な役割は,
 1. 事務弁護士資格の水準を定める。
 2. 法曹養成機関の業績を監査する。
 3. 専門職としての、特に依頼人の利益を守るための品行の規則を定める。
 4. 事務弁護士の倫理的問題に関わるガイダンスを提供する。
 5. 事務弁護士の登録を管理する。
 6. 事務弁護士についての情報を公表する。
 7. 事務弁護士の継続的な訓練の要件を定める。

事務弁護士規制機関(2)

* 規制機関の主な規制機能は、

1. 事務弁護士や法律事務所が法令を確実に遵守していることを監視する。
2. 事務弁護士の実務の水準を調査し、必要であれば、**事務弁護士の懲戒**を行う。
3. 依頼人や公共の利益を守るために、必要であれば、事務弁護士の**法律事務所を閉鎖**する。
4. 事務弁護士の過失により経済的な損失を被った依頼人を救済するために、賠償基金を運営する。

事務弁護士規制機関(3)

- * 規制機関の理事会は、17名の理事で構成される。
 - * そのうちの9名は事務弁護士で、残りの7名は部外者である。
 - * 理事長は事務弁護士から選ばれる。
 - * 事務弁護士の専門職団体である「法曹協会」(The Law Society)とは、理論上、別組織となっている。
- * 下部組織の常設委員会は、5つある。
 - * Regulatory Risk Committee
 - * Education and Training Committee
 - * Finance and Resources Committee
 - * Financial Protection Committee
 - * Standards Committee

LPCの適格認定

* LPCの適格認定を望む法科大学院は、教育管理・学習支援体制、教員業績、教育内容、学習到達目標、成績評価方法などの審査に加えて、事務弁護士規制機関が定める下記のモジュールを全て開講する必要がある。

* 第一段階

① Business Law and Practice, ② Property Law and Practice, ③ Litigation, ④ Course Skills, ⑤ Professional Conduct and Regulation, ⑥ Taxation and Wills & Administration of Estates

* 第二段階

three Vocational Electives (特定の法律事務所の要望に合わせた選択式のモジュール)

LPCの継続審査

- * 事務弁護士規制機関審査団は、LPCを提供している法科大学院を毎年**全て訪問し、教育の質の評価を直に行う。**
 - * 評価報告書は毎年公表される。
- * 評価報告書には、下記の内容が含まれる。
 - * 教育データ
 - * 受験・入学者の数とプロフィール
 - * リテンション率および退学者の数とプロフィール
 - * 各科目の合格率および合格・不合格者の数とプロフィール
 - * 教員の氏名・学歴・業績
 - * カリキュラムや教育設備, 成績評価方法などの変更点
 - * 自己評価
 - * 学習到達目標の到達度と学生プロフィールによる差異
 - * カリキュラムの効果と成績評価の妥当性
 - * 「学外試験委員」(external examiner)の報告書への対応
 - * 学生の不服申し立てへの対応
 - * 職員の批評への対応
 - * 学生プロフィールに基づく学習支援の有効性(IR)

法科大学院の学外試験委員

- * 法科大学院(LPC)の「学外試験委員」(external examiner)は、**事務弁護士規制機関によって任命**される。
 - * 規制機関が学外試験委員の訓練を行い、謝金も支払う。
- * 学外試験委員の主な役割は、法科大学院ごとに定めた、各モジュールの学習到達目標の妥当性について助言を与えることである。
 - * 学外試験委員は、複数のモジュールの審査を担当する(ただし、一人で全てのモジュールを見るわけではない)。
 - * 試験実施の公正性や成績評価の同等性も点検する。
 - * 教育の質について学生の意見を伺うために面談を行う。
 - * 任期は四年で、通常、二つの法科大学院を担当する。

4. 法学プログラム(学士課程)の 質保証

法学プログラム(学士課程)の質保証

- * 大学の学士課程レベルで提供される法学プログラムの質保証は、法廷弁護士水準評議会と事務弁護士規制機関が共同で実施するアクレディテーションと、「高等教育質保証機構」(The Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA)が実行する機関監査*という、二つの異なる方法で担保されている。
- * QAAの評価では、自らの教育の質と水準を保証する大学独自の制度が正しく機能しているかを点検する機関監査とともに、教育の質を直に評価する分野別評価も、2~4学科のサンプル調査という形で、平行して行われる。

法学プログラムのアクリディテーション

- * 法学プログラムのアクリディテーションを行う組織として、1990年代に、法廷弁護士水準評議会と事務弁護士規制機関は、「共同学術段階評議会」(The Joint Academic Stage Board)を設置した。
- * 共同学術段階評議会の理事会は、15名で構成される。
 - * 法廷弁護士、3名(1名は、法廷弁護士水準評議会の推薦)
 - * 事務弁護士、3名(1名は、事務弁護士規制機関の推薦)
 - * 大学教員、5名(1名は、理事長となる)
 - * 部外者、2名
 - * 法廷弁護士水準評議会議長、1名
 - * 事務弁護士規制機関長、1名

法学プログラムの適格認定

- * 法学プログラムの適格認定は、下記項目を全て学ぶことができる、複数のモジュールを適切なレベルで提供する環境を整えていると、共同学術段階評議会に判断された場合に、与えられる。
 1. Public Law (including Constitutional Law, Administrative Law and Human Rights)
 2. Law of the European Union
 3. Criminal Law
 4. Obligations (including Contract, Restitution and Tort)
 5. Property Law
 6. Equity and the Law of Trusts
- * さらに、法律の研究技能を身に付けられること、および他国の法律制度に関する知識を得られることが望ましいとされる。
- * 大学3年間で学生は10～14のモジュールを学ぶので、その内の概ね半分は、アクレディテーションで規定されたものになる。

アクレディテーションの参照基準(1)

* 専門知識

* Students should have acquired

1. Knowledge and understanding of the fundamental doctrines and principles which underpin the law of England and Wales particularly in the Foundations of Legal Knowledge;
2. A basic knowledge of the sources of that law, and how it is made and developed; of the institutions within which that law is administered and the personnel who practice law;
3. The ability to demonstrate knowledge and understanding of a wide range of legal concepts, values, principles and rules of English law and to explain the relationship between them in a number of particular areas;
4. The intellectual and practical skills needed to research and analyse the law from primary resources on specific matters; and to apply the findings of such work to the solution of legal problems; and
5. The ability to communicate these, both orally and in writing, appropriately to the needs of a variety of audiences.

アクレディテーションの参照基準(2)

* 汎用的技能

* Students should be able

1. To apply knowledge to complex situations;
2. To recognise potential alternative conclusions for particular situations, and provide supporting reasons for them;
3. To select key relevant issues for research and to formulate them with clarity;
4. To use standard paper and electronic resources to produce up-to-date information;
5. To make a personal and reasoned judgement based on an informed understanding of standard arguments in the area of law in question;
6. To use the English language and legal terminology with care and accuracy;

適格認定の期限と取り消し

- * 適格認定の期限は、通常5年となっている。
- * 期限内であっても、教育内容やカリキュラムに変更がある場合や、学生定員の増加などの場合も、再認可の手続きが必要となる。
- * 共同学術段階評議会は適格認定を取り消す権限を有している。
- * 共同学術段階評議会の参照基準、またはQAAの分野別参照基準(法学)で示された教育の「最低水準」(Threshold Standards)を下回ると判断された法学プログラムは、適格認定を取り消される。

QAAの分野別参照基準(1)

- * 分野別参照基準とは、分野ごとに、学士課程を卒業した学生が修得していると期待できる知識・技能・態度を、記述したものである。
- * 分野別参照基準には大きく分けて二つの機能がある。
 1. 学習到達目標などの枠組みを定める上での(遵守しなければならない基準ではなく)参照基準となりうること
 2. 内部評価・外部評価の指標となりうること。

QAAの分野別参照基準(2)

- * 分野別参照基準は、カリキュラムを規定するものではなく、**学内の議論を誘発するツールとして設計された。**



- * カリキュラムの策定は、大学の責任である。
- * カリキュラムの独自性・多様性は担保すべき。
- * カリキュラムの策定では、分野別参照基準を参照しなくても問題はない(とはいえ、その理由を公に説明する必要はある)。
 - * 分野別参照基準の利用は、分野に応じて、温度差がある。

分野別参照基準(3)

- * 分野別参照基準の分類に適切なものがない学際的・非伝統的な学科では、複数の参照基準の内容を独自に組み合わせて利用している。
 - * ただし、困難も生じている。
- * 多くの大学で、プログラムの認可・再認可、あるいは自己点検評価の際に分野別参照基準との整合性を点検している。その上、学外試験委員にも整合性の点検を依頼している。
 - * ただし、分野別参照基準との整合が明確でなくても、その理由を適切に説明できれば問題ない。

分野別参照基準の考え方

- * 分野別参照基準は、学士号(優等)を取得するのに必要な**最低水準の知識・技能**を記述している。
- * よって、理論上、全ての基準(到達目標)を満たさなければ、卒業できないことになる。
- * ただし、実際の卒業判定は各大学の**柔軟な判断**に任されている。
 - * 卒業時に到達目標に達しているかをはかる試験を行うわけではない。大学が設定した卒業要件を満たせば、原則、卒業は認められる。

法学の分野別参照基準

* 法学の優等学位を取得するには、以下の七つの領域に表される**最低水準の知識・技能を全て修得**しなければならない。

- 専門的能力

- ①知識, ②応用と問題解決, ③資料と調査

- 汎用的技能

- ④分析, 統合, 批判的判断, 評価, ⑤自律性と学習能力

- その他の重要な能力

- ⑥コミュニケーション能力, ⑦数量・情報技能と協調性

二つの参照基準（質保証制度）

- * 法曹養成を指向する法学プログラム（学士課程）など、その分野の専門職団体の適格認定を受ける場合は、専門職団体が定める参照基準とQAAが定める参照基準という、二つの基準を満たさなければならない。
- * しかし、通常は、専門職団体の基準の方が詳細で、厳しく運用されるため、大学はこちらの基準を参照し、プログラムを編成することになる。

小まとめ(3)

- * 法科大学院や法学部(指定校)の教育内容は、アクレディテーションを通じて、法曹専門職団体の影響が強く反映されている。
- * 望ましい法曹養成の在り方は、法曹専門職団体が規定し、その質と水準の保証も、彼らが(適格認定の可否によって)責任を持つ体制になっている。

5. まとめ(日本への示唆)

まとめ(日本への示唆)

- * 日本における法曹養成の制度は、法曹三者、法務省、文部科学省、認証評価機関、大学などの異なる利害関係者が異なる理想・利益を複雑に反映させた結果、形成されたように見える。
- * しかし、本来は、法曹三者が一致団結して、彼らが望む法曹を養成できるような制度を構築し、そして、その内容を規定し、かつ、その質と水準を保証すべきだと思われる。
- * 法曹養成の混乱は、多くの人の時間と体力を奪ってしまっており、早急な改善が必要である。

ご清聴ありがとうございました。
田中正弘(弘前大学)